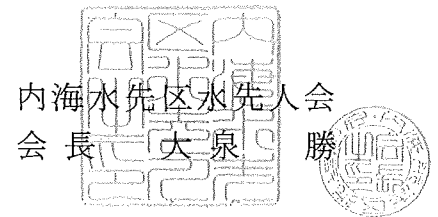


速 報

2015. 08. 31
内海一技15-031

(一社) 日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中



内海水先区水先人会
会長 大泉 勝

明石海峡航路及び付近における「シラス2そう曳き・底引き・一本釣り」
漁船操業に伴う航行安全対策について（お願い）

拝啓 立秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関しまして、明石海峡航路及び付近に於いて操業漁船が多数出漁しており、安全運航に支障を来す恐れがあることから、同航路入航を取り止める事例が生じました。

そこで、関係先に確認をとったところ『シラス』を狙い操業しており、且つ、豊漁である上に高値で取引きされているとの情報があり、底引き漁や一本釣り漁も盛んに行われております。

つきましては、船舶の航行安全確保の為下記の安全対策を実施致したくご理解・ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 期 間 : 平成27年9月1日（火）から当分の間（休漁日を除く）
※ 休漁日＝毎週水曜日・日曜日
 2. 操業時間帯 : 日出～11時頃まで
 3. 安全対策 : 航路内の安全が確保されるまで航路入航は行わない。
(第2項「操業時間帯」以降に於いても、航路内の安全が確保されなければ、入航を見合わせることもある。)
- 【入航調整等】水先人嚮導船舶は、原則として『日出～11時頃まで』の漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行するよう時間調整する。
然しながら、操業時間帯に明石海峡航路航行せざるを得ない船舶については、進路警戒船（1隻）を配備する。
但し、海上交通安全法に定める全長200m以上の危険物積載船及び全長250m以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。
尚、進路警戒業務前の航路内調査は行わない。

以 上

(写) 関係各位